

発議案第 1 号

上越市議会委員会条例の一部改正について

上越市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 3 月 2 4 日提出

提出者	上越市議会議員	滝 沢 一 成
賛成者	同	丸 山 章
同	同	宮 川 大 樹
同	同	山 田 忠 晴
同	同	飯 塚 義 隆
同	同	江 口 修 一
同	同	宮 崎 政 國
同	同	上 野 公 悦
同	同	内 山 米 六

上越市議会委員会条例の一部を改正する条例

上越市議会委員会条例（昭和 4 6 年上越市条例第 8 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表厚生常任委員会の項中「並びに健康福祉部」を「、福祉部並びに健康子育て部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第 2 条第 2 項に規定する常任委員会において審査又は調査を継続している事件は、改正後の第 2 条第 2 項に規定する常任委員会で当該事件を所管するものに付議されたものとみなす。